

アジア諸国と人権（その四四） ・カンボディア（四）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

このように、カンボディアの最大の人権問題はポル・ポト体制下における国民の大規模人権侵害ですが、これには二つの側面があります。その一つは侵害を裁く裁判所の組織にかかわるものであり、もう一つは裁かれる侵害の中身にかかわるものです。

まず、裁判所の組織について、裁判を実施するように要請した国連側では、安全保障理事会が設置した旧ユーゴヤルワンダのような独立の国際軍事法廷を予想していました。ところが、主権国家の刑事的権限に固執するカ

ンボディア側は同国の国内裁判制度との整合性を強調し、結局国連側が譲歩した結果、裁判は二審とし、一審はカンボディア人3名と外国人2名、二審はカンボディア人4名と外国人3名で構成、最高刑は終身刑、判決は多数決によるが、少なくとも1名の外国人裁判官が同意しないかぎり成立しないという変則的なルールが採用されました。裁判所の運営費は、当初5,600万ドルを見込んで、うち4,300万ドルを国連、1,300万ドルをカンボディアが負担する予定でしたが、資金が予定どおり集まらず、開廷は大幅に遅れました。その後、1億1,400万ドルの追加要請がなされ、日本は全体の約半額を負担させられています。なお、カンボディアからは17名、国際社会からは12名の裁判官候補が選ばれ、日本からは東京地裁の野口検事が裁判官に就任しました。

つぎに、裁かれる侵害の中身ということは、実際に裁判所がだれをどんな罪について裁いたか、つまり裁判所の活動を明らかにすることに通じます。やっと2007

年6月になって、裁判所はポト派幹部の訴追手続を定めた内部規則を採択し、それに基づいて大量殺人にかかわったとされる5名の元ポト派幹部の審理を手がけました。この5名は、多くの政治犯や知識人の処刑・殺害にかかわった収容所元所長のカン・ケ・イウ、国家元首を務めたキユウ・サムファン、ポル・ポトのナンバー2だったヌオン・チア、元副首相兼外相のイエン・サリと妻のイエン・チリ元社会問題相です。一審ではイエン・チリについて専門家の意見を踏まえ「認知症により裁判を受けられる状態にはない」と判断して審理を中断しましたが、二審はこれを破棄し、拘留の継続を決定しました。なお他の4被告についてはこれと切り離して審理を続けることとされています。

以上の情報は執筆段階で入手可能なソースから得たものですが、ポト派の大量人権侵害の責任追究には、つぎのような限界があることを明らかにしたいと存じます。その原因は、

- (1) 関係者の数がはつきりと限定しがたい。
- (2) 被害者はカンボディアの人口の4分の1、ともいわれるため、関係者はいくらでも広がりえる。
- (3) しかも侵害には、侵害を直接に手掛けた人、それを指示した人、計画した人など、極めて多数がかかわっている。
- (4) つまり、ポト派幹部以外の関係者を特定しがたい

などをあげることができます。

そうすると、UPRで指摘されたように「この作業の将来を予測することが、きわめて困難」になります。したがって、この作業を継続するか否か「自体をまず決める必要がある、カンボディアの人権問題全般の解決はまだまだ先のことになりそうです。